# 株式取扱規程

### 第1章 総 則

### (目的)

第 1 条

当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、定款の規定に基づき、本規程の定めるところによる他、振替機関である株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等(以下「証券会社等」という。)の定めるところによる。

2 当会社及び当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設 された特別口座の取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、 本規程の定めるところによる他、当該信託銀行の定めるところによる。

# (株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

# (請求又は届出)

第3条

本規程による請求又は届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第18条第1項に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の請求又は届出について、代理人より行う場合は代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要する場合は同意を証明する書面を、提出 しなければならない。
- 3 当会社は、第1項の請求又は届出が証券会社等及び機構、若しくは証券会社 等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたもの とみなして取扱うことができるものとする。
- 4 当会社は、第1項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第 1項の請求又は届出を受理しない。

# 第2章 株主名簿への記載又は記録等

## (株主名簿への記載又は記録)

第4条 当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。

- 2 当会社は、株主名簿に記載又は記録される者(以下「株主等」という。)の 住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。
- 3 前2項の他、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は 記録を行う。

# (株主名簿に使用する文字等)

第5条 当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録する ものとする。

## (新株予約権原簿への記載又は記録等)

- 第6条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又 は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うも のとする。
  - 2 前項に定める他、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

# 第3章 諸 届

## (株主等の住所及び氏名又は名称の届出)

第7条 株主等は、住所及び氏名又は名称を当会社に届出なければならない。

2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

### (外国居住株主等の届出)

- 第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか又は通知を 受ける場所を定めて、これを届出なければならない。
  - 2 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
  - 3 第1項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

# (法人の代表者)

- 第9条 株主等が法人である場合は、その代表者1名の役職名及び氏名を届出なければならない。
  - 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

### (共有株式の代表者)

第10条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所及び氏名又は名 称を届出なければならない。 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

### (法定代理人)

- 第11条 親権者又は後見人等の法定代理人がある場合は、法定代理人の住所及び氏 名又は名称を届出なければならない。
  - 2 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

## (その他の届出)

- 第12条 第7条から前条までに規定する届出の他、当会社に届出をする場合には、 当会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、若しくは証券 会社等を経由して届出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合は この限りでない。
  - 2 証券会社等で受理又は取次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届出るものとする。

## (新株予約権者の届出事項等)

第13条 当会社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及び届出方法 については第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項に よる別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

### 第4章 単元未満株式の買取り

#### (買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取りを請求する場合は、機構の定めるところにより、証 券会社等及び機構を経由して行うものとする。

## (買取価格の決定)

- 第15条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理 人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終 価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかった場合は、その後最 初になされた売買取引の成立価格とする。
  - 2 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

## (買取代金の支払い)

- 第16条 当会社は、前条により算出された買取価格を、当会社が別途定めた場合を 除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に支 払う。
  - 2 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格である 場合は、基準日までに支払う。

#### (買取株式の移転)

第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手 続きを完了した日に当会社の口座に振替えられるものとする。

## 第5章 単元未満株式の買増し

# (買増請求の方法)

第18条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証 券会社等及び機構を経由して行うものとする。

## (買増請求の制限)

第19条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

# (買増価格の決定)

- 第20条 単元未満株式の買増単価は、第18条の請求が、第2条に定める株主名簿 管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における 最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後 最初になされた売買取引の成立価格とする。
  - 2 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

#### (買増請求の受付停止)

- 第21条 当会社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各 号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。
  - (1) 6月30日
  - (2) 12月31日
  - (3) その他の株主確定日
  - 2 前項の他、当会社又は機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

### (買増株式の移転の時期)

第22条 買増請求を受けた単元未満株式は、第20条により算出された買増価格と 第24条に定める手数料の合計額(以下「買増代金」という。)が、当会社所 定の銀行預金口座に振込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対す る振替の申請を行うものとする。

# 第6章 少数株主権等の行使方法

### (少数株主権等の行使方法)

第23条 社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第147条 第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使する場合は、個別株 主通知の申出をした上、記名押印した書面により行うものとする。ただし、 外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。 2 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項 を適用するものとする。

## 第7章 手数料

### (手数料)

第24条 当会社の株式取扱いに関する手数料は、無料とする。

2 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

## (改 廃)

第25条 本規程の改廃は、取締役会の決議による。

### 附 則

2月25日より実施する 1. 本規程は、1997年 本規程は、1997年 4月18日より改定する 本規程は、1998年 2月 1日より改定する 本規程は、1998年 3月24日より改定する 本規程は、1998年 9月 8日より改定する 本規程は、1999年10月 1日より改定する 本規程は、2000年 2月14日より改定する 本規程は、2000年 5月15日より改定する 本規程は、2001年10月 1日より改定する 9日より改定する 本規程は、2002年 8 月 本規程は、2003年 3月17日より改定する 本規程は、2004年 6月29日より改定する 本規程は、2005年 8月12日より改定する 本規程は、2006年 6月 9日より改定する 本規程は、2006年11月10日より改定する 本規程は、2007年 4月16日より改定する 本規程は、2007年10月15日より改定する 本規程は、2009年 1月 5日より改定する 本規程は、2009年 8月 7日より改定する 本規程は、2011年 2月 1日より改定する 本規程は、2012年 6月27日より改定する 本規程は、2013年 4月 1日より改定する 本規程は、2013年 7月16日より改定する 本規程は、2019年 6月26日より改定する 本規程は、2020年 1月 1日より改定する(附則の削除)